

各地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
国土交通省北海道開発局農業水産部長
北海道農政部長

殿

農村振興局整備部防災課長

令和3年台風第9号及び第10号接近に伴う事前点検及び被災箇所における
応急対策の実施について

気象庁が発表した情報によると、台風第10号は、日本の南を発達しながら北東へ進み、7日午後から8日にかけて東日本に接近するおそれがあり、大雨等による農地・農業用施設等の被害が予想されるところである。また、台風第9号は、中国華南に上陸し、中国大陸沿岸で熱帯低気圧に変わる見込みであり、来週以降、熱帯低気圧周辺の湿った空気が西日本に流れ込み、大雨となる可能性がある。

については、台風情報に十分注意の上、農地・農業用施設等の事前点検、台風通過後の被災調査等について、下記に留意して万全の措置を講じられたい。

なお、貴局管内の都府県へ周知するとともに、都府県を通じて関係市町村及びため池等の施設管理者へ周知されるよう依頼方よろしく願います。

記

- 1 常に気象情報に注意し、大雨が予想される地域においては、農地・農業用施設等の災害を防止又は被害を軽減するため、身の安全を十分に確保した上で、事前に巡視及び点検に努めること。
特に、ため池については、災害防止のため貯留水を事前放流するとともに、下流等への被害が予測される場合には、関係集落、消防団等に急報すること。
なお、大雨特別警報が発表された場合には、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領について」（平成30年7月2日付け30農振第1228号防災課長通知）に基づき、緊急点検等の実施体制を確立し、解除後、身の安全確保に最大限注意を払いつつ、速やかに実施すること。
- 2 被災調査（施設の見回り等）については、人命が最優先であることから、急な降雨や突風、吹き返し等もある台風通過中や通過直後に実施せず、気象状況を考慮し、身の安全が十分に確保できる場合に実施すること。
- 3 大規模災害が発生した際には、「大規模災害時におけるダム・ため池等被災情報の緊急連絡について」（平成29年10月27日付け事務連絡）に基づき、迅速かつ確実に農村振興局防災課防災・減災対策室及び災害対策室まで報告を行うこと。
- 4 農地・農業用施設等の被害に関する初期情報収集、被災調査及び応急対策、災害復旧等の技術支援が必要な場合には、MAFF-SATによる緊急派遣調査を実施する等、早期復旧に向けた支援を行うこと。
- 5 被災を受けた農地・農業用施設等の二次災害を防止するため、緊急に対策を要する箇所については、災害復旧事業の査定前着工（応急仮工事、応急本工事）を積極的に活用するなど、万全の措置を講ずること。